

審 査 基 準 整 理 票

処分名	利用料金の還付		
根拠法令名	大津市斎場条例（平成 7 年条例第 7 号）		（条項）第 6 条
基準法令名	大津市斎場の管理運営に関する規則（平成 7 年規則第 5 5 号）		（条項）第 8 条
所管部署	指定管理者：おおつ斎苑管理グループ （所管：市民部 戸籍住民課 施設管理係）		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	－ 日

【審査基準】

- ・ 文書の名称 【
- ・ 掲載図書等 【
- ・ 内容 ☒全部記載 ☐一部・項目のみ記載

[斎場の利用料金の還付基準]

大津市斎場条例第 6 条ただし書きに掲げる事由に該当することを基準とする。

参 考

【根拠法令】

大津市斎場条例

（利用料金の不還付）

第6条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

【基準法令】

大津市斎場の管理運営に関する規則

（利用料金の還付）

第8条 条例第6条ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次の各号に掲げるとおりし、その還付する額は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 天災地変その他使用者の責めによらない事由により、使用することができなくなったと認められる場合 全額
- （2） 斎場の業務の都合により使用の許可を取り消した場合 全額
- （3） その他市長が必要と認めた場合 その都度市長が定める額

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。